

東京都立足立新田高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめをさせない。
- (2) いじめを許さない。
- (3) いじめは芽の段階で摘み取る。
- (4) いじめは速やかに解決する。
- (5) いじめの防止・対策に学校と保護者、地域、関係機関の連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を組織的に実行的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処等
- いじめへの組織的な対応

ウ 会議

毎学期1回開催することを原則とし、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒指導部2名、養護教諭、各学年1名、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を進めることを目的とする。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動の早期解決
- 学校いじめ対策委員会の支援
- 学校、保護者、地域住民、関係機関が連携した学校へのサポート体制の確立

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、各部・各学年主任を兼務する主幹教諭又は主任教諭、近隣の保育園長、小・中学校長、保護者代表、地域住民及び関係者代表、その他 校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア HR等の充実により、いじめを傍観せず、互いの個性を理解し、望ましい人間関係を構築し、いじめをしない気持ちの調整ができる自律性を高める。

イ 行事を通して、コミュニケーション能力を高め、自他の良さを認める姿勢を養う。

ウ 規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。

エ 部活動において、仲間との絆を深め、居場所をつくり、集団の一員としての自信や自覚をもたせる。

オ 情報等の授業を活用し、情報モラルを高める指導を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ア 担任による全生徒との面接を年2回実施する。
- イ スクールカウンセラーによる1年生全員との個人面接を1学期に実施する。
- ウ 生徒と教職員との信頼関係を構築し、生徒が教職員に気軽に相談できるような雰囲気をつくる。
- エ HR、部活動や授業等における生徒観察を徹底し、生徒の変化を機敏に捉える。
- オ 拡大学年會を年2回実施し、生徒に関する情報を教職員間で共有化する。
- カ 年2回の学年保護者會や月1回の拡大保護者會の開催、学級通信の発行を通して保護者と緊密な連携・協力を図る。
- キ 学校便りを発行し、地域との緊密な連携・協力を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ア 事実を適切に把握し、その情報に基づく対応方針を学校いじめ対策委員会で検討し、全教職員で共有し、対応する。
- イ 被害生徒の安全を確保し、スクールカウンセラーと協力しながら心理的なケアを行う。
- ウ 加害の子供に対する指導等の具体的方策を生徒指導部、担任から実施し、その進捗状況に関する状況を学校いじめ対策委員会で随時把握し、適切な指導を行う。
- エ いじめを伝えた子供の安全確保を行う。
- オ 保護者と密に連絡し、保護者への支援・助言を行う。また必要に応じて保護者會を開催し、情報を共有する。
- オ 状況に応じて、警察や児童相談所など外部機関と連携する。

(4) 重大事態への対処

- ア 事実を適切に把握し、その情報に基づく対応方針を学校いじめ対策委員会で検討し、全教職員で共有し、対応する。
- イ スクールカウンセラーの活用計画を立案し、適切な指導と心理的ケアを行う。
- ウ 加害の子供に対する指導等の具体的方策を生活指導部、担任等から実施し、その進捗状況に関する状況を学校いじめ対策委員会で随時把握し、適切な指導を行う。
- エ 保護者から事実に関する理解を得て、指導方針を共有し、情報交換を密にする。
- オ 状況に応じて、警察や児童相談所など外部機関と連携する。
- カ 重大事態発生時は即時教育委員会へ報告するとともに知事の調査（再調査）に協力する。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会が中心となり、校内研修を年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者會の活用計画を立て、いじめの未然防止などに連携して臨むことの重要性や保護者の役割等に関する保護者の理解深化を図る。
- (2) 保護者が保健室やスクールカウンセラーに相談をしやすい体制をつくる。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察・児童相談所等との日常的な情報交換を密にする。
- (2) 警察への通報の在り方を警察と事前に相談しておく。
- (3) 地域人材の把握と活用による取組の計画を作成する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒・保護者がいじめの有無について回答しやすい質問等を検討する。
- (2) いじめの未然防止につながる生徒の精神的な状況を把握できる質問等を検討する。
- (3) 評価結果をもとに学校いじめ対策委員会はいじめの有無を確認するとともに生徒の精神的な課題を把握し、今後の指導の在り方を検討し、全教職員に共有する。

(附則)

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。